

諮問番号：平成30年度諮問第8号

答申番号：平成30年度答申第10号

## 答申書

### 第1 審査会の結論

処分庁広島市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った身体障害者手帳再交付決定処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求は理由がないから棄却されるべきとの審査庁広島市長（以下「審査庁」という。）の判断は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求人は、平成〇年〇月の心室細動（不整脈）の判明後、医療機関に通院治療中に増悪し、平成〇年〇月に緊急入院した際に発作性心房細動（洞不全）の診断を受け、ペースメーカーを植え込んだが、現在も心房細動は完治しておらず、随時の不整脈や動悸の発生に加え、心不全（心房細動）の指標となるNT-proBNPの数値が増高している。また、平成〇年〇月のCT検査において、変形性腰椎症、側彎、L4腰椎すべり症に加え、ペースメーカー心、軽度心拡大の所見を得たが、現在の身体活動能力としては、公共交通機関を利用して、1人で買物、通院等の外出が困難であるばかりか、自宅玄関へのアプローチに介助が必要であり、自宅2階や庭への昇降時のふらつき、トイレ等への移動に時間が掛かるほか、入浴時の補助具の使用が必要であるなど、家庭内での日常生活活動が著しく制限されており、社会での日常生活活動が著しく制限される「4級」の認定は適当ではない。

2 身体障害認定基準における日常生活活動の判定に必要な身体活動能力（メッツ）の測定は、医師が必ず問診等を行うこととされているが、平成〇年〇月〇日付け身体障害者診断書・意見書（心臓機能障害用）（以下「本件診断書」という。）は、定期診察の情報により作成され、身体活動能力質問表の質問項目等による症状が出現する最小運動量を正確に診断していない。そのため、本件診断書を作成した医療法人AのB医師（以下「B医師」という。）により、同年〇月〇日に身体活動能力（メッツ）の診断を受けたが、心肺運動負荷試験（CPX）による最高メッツ値は3.05であった。

この結果から、審査請求人の心臓機能障害（以下「本件障害」という。）は、家庭内の通常の活動や極めて温和な社会生活に支障が生じる「3級」が妥当である。

### 第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

## 2 審理員意見書の理由

### (1) 身体障害者手帳の交付手続等に係る関係法令等の定め

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第15条第1項は、身体に障害のある者は、都道府県知事（なお、指定都市等にあつては、市長（法第43条の2）。以下法において同じ。）の定める医師（以下「指定医」という。）の診断書を添えて、その居住地の都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができる旨規定している。

イ 法第15条第3項は、指定医が、その身体に障害のある者に診断書を交付するときは、その者の障害が法別表に掲げる障害に該当するか否かについて意見書をつけなければならない旨規定している。

ウ 法第15条第4項は、都道府県知事は、前記アの申請に基づいて審査し、その障害が法別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に身体障害者手帳を交付しなければならない旨規定している。

エ 法第15条第5項は、前記ウの審査の結果、その障害が法別表に掲げるものに該当しないと認めるときは、都道府県知事は、理由を附して、その旨を申請者に通知しなければならない旨規定している。

オ 法別表の五は、法第15条における障害に当たるものとして、「心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの」と規定している。

カ 身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号。以下「政令」という。）第10条第1項は、都道府県知事（指定都市等にあつては、市長（政令第34条第1項））は、身体障害者手帳の交付を受けた時に比較してその障害程度に重大な変化が生じ、若しくは身体障害者手帳の交付を受けた時に有していた障害に加えてそれ以外の障害で法別表各項のいずれかに該当するものを有するに至った者又は身体障害者手帳を破り、汚し、若しくは失った者から身体障害者手帳の再交付の申請があったときは、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「規則」という。）で定めるところにより、身体障害者手帳を交付しなければならない旨規定している。

キ 規則第7条第1項は、身体障害者手帳の交付を受けたときに比較してその障害程度に重大な変化が生じ、又は身体障害者手帳の交付を受けた時に有していた障害に加えてそれ以外の障害で法別表各項のいずれかに該当するものを有するに至った者に係る身体障害者手帳の再交付の申請は、規則第2条の規定を準用することとしている。

規則第2条は、申請書に、法第15条第1項に規定する医師の診断書、同条第3項に規定する意見書等を添えて行うこと等を規定している。

ク 「身体障害者障害程度の再認定の取り扱いについて」（平成12年3月31日付け障第276号）の7ただし書は、ペースメーカー及び体内植え込み（埋込み）型除細動器（ICD）を植え込みした者（先天性疾患により植え込みしたものを除く。）については、当該植え込みから3年以内の期間内に再認定を実施することとしている。

(2) 身体障害者手帳の交付申請に対する審査

ア 障害等級について

- (7) 規則第5条第1項第2号は、身体障害者手帳に記載すべき事項として、障害名及び障害の級別を掲げている。
- (8) 規則第5条第3項は、同条第1項第2号の級別は、規則別表第5号の「身体障害者障害程度等級表」（以下「等級表」という。）のとおりとする旨規定している。
- (9) 等級表の「心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害」中の「心臓機能障害」の1級の項には「心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの」と、3級の項には「心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの」と、4級の項には「心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」とそれぞれ定められている（なお、2級及び5級以下の級は定められていない。）。

イ 障害等級の認定基準について

- (7) 身体障害者手帳に記載する障害等級の認定については、厚生労働省により、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として、「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」（平成15年1月10日付け障発第0110001号。以下「認定基準」という。）、「身体障害認定基準の取扱い（身体障害認定要領）について」（同日付け障企発第0110001号。以下「認定要領」という。）、「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」（同年2月27日付け障企発第0227001号。以下「疑義解釈」という。）等が示されている。これらのうち本件に係るものは、次のとおりである。
- (8) 認定基準第2の五の1の(1)は、心臓機能障害で18歳以上の者の場合について、次のとおり定めている。
  - a 等級表1級に該当する障害は次のいずれかに該当するものをいう。
    - (a) 次のいずれか2つ以上の所見があり、かつ、安静時又は自己身の日常生活活動でも心不全症状、狭心症症状又は繰り返しアダムスストークス発作が起こるもの。
      - ① 胸部エックス線所見で心胸比0.60以上のもの
      - ② 心電図で陳旧性心筋梗塞所見があるもの

- ③ 心電図で脚ブロック所見があるもの
- ④ 心電図で完全房室ブロック所見があるもの
- ⑤ 心電図で第2度以上の不完全房室ブロック所見があるもの
- ⑥ 心電図で心房細動又は粗動所見があり、心拍数に対する脈拍数の欠損が10以上のもの
- ⑦ 心電図でS Tの低下が0.2 mV以上の所見があるもの
- ⑧ 心電図で第I誘導、第II誘導及び胸部誘導（ただしV<sub>1</sub>を除く。）のいずれかのTが逆転した所見があるもの
- (b) ペースメーカを植え込み、自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの、先天性疾患によりペースメーカを植え込みしたもの又は人工弁移植、弁置換を行ったもの
- b 等級表3級に該当する障害は次のいずれかに該当するものをいう。
  - (a) 前記aの(a)の①から⑧までのうちいずれかの所見があり、かつ、家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状若しくは狭心症症状が起こるもの又は頻回に頻脈発作を起こし救急医療を繰り返し必要としているもの
  - (b) ペースメーカを植え込み、家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
- c 等級表4級に該当する障害は次のものをいう。
  - (a) 次のうちいずれかの所見があり、かつ、家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状が起こるもの
    - ① 心電図で心房細動又は粗動所見があるもの
    - ② 心電図で期外収縮の所見が存続するもの
    - ③ 心電図でS Tの低下が0.2 mV未満の所見があるもの
    - ④ 運動負荷心電図でS Tの低下が0.1 mV以上の所見があるもの
  - (b) 臨床所見で部分的心臓浮腫があり、かつ、家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの又は頻回に頻脈発作を繰り返し、日常生活若しくは社会生活に妨げとなるもの
  - (c) ペースメーカを植え込み、社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
- (g) 認定要領第5の1の(2)のオは、身体障害者診断書の「心臓の機能障害の状況及び所見」の「4 活動能力の程度」（18歳以上用）について、次のとおり定めている。

心臓機能障害の場合には、活動能力の程度の判定が障害程度の認定に最も重要な意味をもつので、診断書の作成に当たってはこの点を十分留意し、いずれか1つの該当項目を慎重に選ぶことが必要である。

診断書の活動能力の程度と等級の関係は、次のとおりつくられているものである。

- ア……………非該当
- イ・ウ… 4 級相当
- エ…………… 3 級相当
- オ…………… 1 級相当

(2) 疑義解釈の心臓機能障害の 4 では、「ペースメーカを植え込みしたもので、『自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの』（1 級）、『家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの』（3 級）、『社会での日常生活活動が著しく制限されるもの』（4 級）はどのように判断するのか。」との質疑について、次のとおり回答している。

a 植え込み直後の判断については、次のとおりとする。

「自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの」（1 級）とは、日本循環器学会の「不整脈の非薬物治療ガイドライン」（2011 年改訂版）のクラスⅠに相当するもの、又はクラスⅡ以下に相当するものであって、身体活動能力（運動強度：メッツ）の値が 2 未満のものをいう。

「家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの」（3 級）とは、同ガイドラインのクラスⅡ以下に相当するものであって、身体活動能力（運動強度：メッツ）の値が 2 以上 4 未満のものをいう。

「社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」（4 級）とは、同ガイドラインのクラスⅡ以下に相当するものであって、身体活動能力（運動強度：メッツ）の値が 4 以上のものをいう。

b 植え込みから 3 年以内に再認定を行うこととするが、その際の判断については次のとおりとする。

「自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの」（1 級）とは、身体活動能力（運動強度：メッツ）の値が 2 未満のものをいう。

「家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの」（3 級）とは、身体活動能力（運動強度：メッツ）の値が 2 以上 4 未満のものをいう。

「社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」（4 級）とは、身体活動能力（運動強度：メッツ）の値が 4 以上のものをいう。

ウ 障害等級を認定する手順について

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 7 条は、社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに指定都市及び中核市に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとし、地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする旨規定している。

社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項は、地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設ける旨規定している。なお、審査部会は、同分科会に属する医師たる委員等で構成される。

(3) 本件診断書における診断等

指定医であるB医師は、平成○年○月○日付けで、本件診断書を作成した。

ア 本件診断書の1枚目には、次のとおり記載がある。

(7) 障害名（部位を明記）

心臓

(8) 原因となった疾病・外傷名

洞不全症候群 発作性心房細動

(9) 疾病・外傷発生年月日

平成○年 不詳 月 日

(10) 参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）

上記に対して平成○年○月○日ペースメーカー植込み、現在内服加療中。

障害固定又は障害確定（推定）平成○年○月○日

(11) 総合所見

高度の心機能障害

〔将来再確定 不要〕

(12) その他参考となる合併症状

記載なし

(13) 身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕

障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に該当する（3級相当）

イ 本件診断書の2枚目及び3枚目には、「臨床所見」、「胸部エックス線所見（○年○月○日）」、「心電図所見（○年○月○日）」、「活動能力の程度」、「ペースメーカー」、「ペースメーカーの適応度」及び「身体活動能力（運動強度）」について、審査請求人の心臓の機能障害の状況及び所見（18歳以上用）の記載がある。

(4) 本件処分に係る広島市社会福祉審議会の答申（以下「本件審議会答申」という。）の内容

本件審議会答申には、審査請求人による身体障害者手帳の再交付申請の障害程度の認定に関する諮問に対し、意見欄に「該当（4級）」との意見が記載されている。

(5) 本件処分における障害等級の認定について

ア 身体障害者手帳の障害程度の認定について

(7) 身体障害者手帳の障害程度の認定については、前記(1)のア、イ及びキのとおり、法令等が障害等級の認定を踏まえた身体障害者手帳の交付及び再交付の申請に

ついて、指定医が作成した診断書及び意見書を添えて行うこととしていることに照らせば、当該診断書等の記載内容全般に基づき行うことが合理的と考えられる。

- (4) その際、処分庁においては、法、規則等の法令の定めに従うほか、厚生労働省が示す技術的助言である認定基準等に沿って総合的に行う取扱いとしている。
- (5) この点、当該認定基準等は、等級表の障害の種類、程度ごとに定める具体的基準として適正なものと認められる。また、処分庁が多数の申請者からの申請に対してその障害程度の審査認定に当たることにより鑑みれば、かかる審査認定に関する基準を統一化して申請者間の公平を期するとともに、認定審査に係る事務の効率化を図るため前記のような取扱いがなされることに十分な合理性があるといえる（静岡地裁平成7年1月20日判決）。

#### イ 本件障害の障害等級について

- (7) 本件診断書1枚目の「身体障害者福祉法第15条第3項の意見」をみると、「3級相当」とされている。
- (4) しかしながら、疑義解釈の心臓機能障害の質問の4に対する回答の(2)が、ペースメーカー植え込みから3年以内に再認定を行う場合に「身体活動能力（運動強度：メッツ）の値が4以上のもの」を「社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」（4級）としているところ（前記(2)のイの(4)のb）、本件診断書3枚目の「心臓の機能障害の状況及び所見（18歳以上用）」の7は、身体活動能力（運動強度）は「4メッツ」とされていることからすれば、本件障害の程度は4級に該当すると認められる。
- (5) a また、本件診断書3枚目の「心臓の機能障害の状況及び所見（18歳以上用）」の4は、活動能力の程度は「ウ 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状がおこるもの」とされているところ、これについては、認定要領第5の1の(2)のオが診断書の記載において「4 活動能力の程度」の「ウ」は4級相当としている（前記(2)のイの(5)）。
- b さらに、本件診断書2枚目の胸部エックス線所見は、心胸比59%（0.59）とされ、また、同2枚目から3枚目までの心電図所見は、「その他の心電図所見」として「ペースメーカー調律」との記載があるが、それ以外は全て「無」とされているところ、これらは、認定基準第2の五の1の(1)の1級、3級及び4級（前記(2)のイの(4)）のいずれにも該当しない。
- c このように、本件診断書に記載された活動能力の程度及び客観的所見は、いずれも障害等級4級程度の日常生活活動の制限の裏付けとして合理性が認められる。
- (4) 以上のことから、本件障害の機能障害は、「社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」である4級と認定できる。

ウ 本件審議会答申について

前記2の(4)のとおり、広島市社会福祉審議会は、処分庁からの諮問に対し、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため設けた審査部会において、本件診断書におけるB医師の参考意見(等級)を含む記載内容の審査を行い、その結果、本件障害は身体障害者手帳交付の要件を満たしており、その障害等級は4級相当であると判断、答申している。

エ まとめ

本件障害の障害等級の認定については以上のとおりであり、処分庁の認定結果を覆す事情も見受けられないため、本件処分において本件障害の障害等級を4級としたことに違法・不当な点はない。

(6) 審査請求人のその他の主張について

ア 審査請求人は、問診等を踏まえて作成されるべきであるのに定期診察の情報により作成された本件診断書は、身体活動能力質問表の質問項目等による症状が出現する最小運動量を正確に診断していないため、平成〇年〇月〇日にB医師の身体活動能力(メッツ)の診断を受け、その際に行った心肺運動負荷試験(CPX)の結果、最高メッツ値は3.05であったことから、本件障害の等級は、家庭内の通常の活動や極めて温和な社会生活に支障が生じる「3級」が妥当であると主張する。

イ 前記アの主張は、審査請求人が、平成〇年〇月〇日の身体活動能力(メッツ)の診断結果を踏まえて作成されたとする同月〇日付け診断書(法第15条第1項の診断書の様式によるもの)を提出し、同診断書3枚目の「心臓の機能障害の状況及び所見(18歳以上用)」の7は、身体活動能力(運動強度)は「3メッツ」とされているところ、疑義解釈の心臓機能障害の質問の4に対する回答の(2)がペースメーカー植え込みから3年以内に再認定を行う場合に「身体活動能力(運動強度:メッツ)の値が2以上4未満のもの」を「家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの」(3級)としていること(前記(2)のイの(4)のb)等からすれば、本件障害の程度は3級に該当すると主張するものと考えられる。

ウ しかしながら、平成〇年〇月〇日付け診断書は、本件診断書とは異なった時期の審査請求人の状況が記載されたものであるから、これらの診断書に記載された身体活動能力(メッツ)の値が異なっていることをもって、直ちにいずれかの値が誤っているということとはできないし、また、同様の理由により、同日付け診断書の記載に基づいて本件障害の程度の認定をすることもできない。

エ そして、本件診断書は、本件障害について、身体活動能力(運動強度)を障害等級4級に該当する「4メッツ」とすると同時に、活動能力の程度及び客観的所見は、いずれも障害等級4級程度の日常生活活動の制限の裏付けとして合理性が認められるものとなっていることは前記(5)のとおりである。

オ したがって、平成〇年〇月〇日付け診断書に記載された身体活動能力(運動強



度)の値が「3メッツ」であり、これが疑義解釈において心臓機能障害の程度が3級に該当するとされていることをもって、本件処分を違法又は不当であるということはできない。

(7) 本件処分における理由の提示について

ア 審査請求人は、本件処分の取消しを求める理由として、「現在も心房細動は完治しておらず、随時の不整脈や動悸の発生に加え、心不全(心房細動)の指標となるNT-proBNPの数値が増高して」おり、「現在の身体活動能力としては、公共交通機関を利用して、1人で買物、通院等の外出が困難であるばかりか、自宅玄関へのアプローチに介助が必要」であるなど、「家庭内での日常生活が著しく制限されており、社会での日常生活活動が著しく制限される『4級』の認定は適当ではない」と主張している。これは、審査請求人が本件処分の理由を十分認識するに至らなかったためと解される。

イ(7) 法第15条第5項は、身体障害者手帳の交付申請に基づいて審査した結果、申請者の障害が法別表で掲げるものに該当しないと認めるときは、理由を附して申請者に通知しなければならないとしているところ、再交付申請についても、同様に扱うべきものと解される。

(4) この点、本件処分では、審査請求人の障害等級を4級と認定していることから、法別表に掲げるものに該当しないと認めるときに該当しない。

(9) したがって、本件処分において、本件処分に係る障害等級の認定について法第15条第5項の規定により理由を附すことは義務付けられていない。

ウ(7) 次に、行政手続法(平成5年法律第88号)第8条第1項及び第2項は、申請により求められた許認可等を拒否する処分を書面でするときは、当該処分の理由を書面により示さなければならないとしている。

(4) この点、本件処分は、身体障害者手帳の交付申請に対し、身体障害者手帳の交付を決定していることから、申請により求められた許認可等を拒否する処分に該当しない。

(9) したがって、本件処分において、行政手続法第8条第1項及び第2項の規定により本件処分の理由を書面により示すことは義務付けられていない。

エ 以上のことから、本件処分において、仮に、申請者である審査請求人が障害等級の認定に係る理由を十分認識するに至らなかったとしても、法第15条第5項の規定や行政手続法第8条第1項及び第2項の規定による理由提示の不備の問題となるものではない。

#### 第4 審査庁の裁決に対する考え方の要旨

本件審査請求は、審理員意見書のとおり、棄却されるべきである。

#### 第5 調査審議の経過

平成31年2月21日 審査庁から諮問書を受領  
平成31年2月25日 第1回合議体会議 調査審議  
平成31年3月4日 処分庁への調査依頼  
平成31年3月25日 第2回合議体会議 調査審議

## 第6 審査会の判断の理由

### 1 認定基準等の合理性について

広島市における身体障害者手帳交付に係る障害の認定は、法等のほか、厚生労働省から示されている認定基準等に従って行うこととされている。具体的には、申請者から提出される所定の身体障害者診断書・意見書の記載内容を基に審査される。

認定基準等が障害の種類、程度ごとに定める具体的な認定の基準は、等級表の障害の種類、程度に係るものとして適正であるものと認められる。また、認定基準等に従い障害の認定を行うという取扱いは、処分庁が多数の申請者からの申請に対してその障害の認定の審査に当たることにより鑑みれば、かかる審査認定に関する基準を統一化して申請者間の公平を期するとともに認定審査に係る事務の効率化を図るためになされているものと考えられ、十分な合理性があるといえる（前掲静岡地裁平成7年1月20日判決参照）。

### 2 本件判断の妥当性について

#### (1) 審査請求人の障害等級について

ア ペースメーカーの体内植え込みから3年以内に再認定を行う場合、疑義解釈の心臓機能障害の質疑の4の(2)によると、「身体活動能力（運動強度：メッツ）の値が4以上のもの」を「社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」（4級）としている。本件診断書3枚目の「心臓の機能障害の状況及び所見（18歳以上用）」の7には、身体活動能力（運動強度）は「4メッツ」との記載があることから、本件障害の程度は4級に該当することが認められる。また、本件診断書3枚目の「心臓の機能障害の状況及び所見（18歳以上用）」の4は、活動能力の程度は「ウ 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状がおこるもの」とされているところ、これについては、認定要領第5の1の(2)のウが診断書の記載において「4 活動能力の程度」の「ウ」は4級相当としている。

このように、活動能力の程度及びこれを裏付ける客観的所見は、いずれも認定基準第2の五の1の(1)のウの(ウ)に該当し、本件障害の程度は4級に該当することが認められる。

イ 他方、本件診断書2枚目の胸部エックス線所見は、心胸比59%（0.59）とされ、同2枚目及び3枚目の心電図所見は「その他の心電図所見」として「ペースメーカー調律」との記載があるが、それ以外は全て「無」とされている。そして、本件診断書1枚目の「総括表」の②には、原因となった疾病・外傷名として

先天性疾患である旨の記載がないこと、同3枚目の「心臓の機能障害の状況及び所見（18歳以上用）」の5には、人工弁移植、弁置換は「無」とされている。これらの客観的所見と前記アで認められる活動能力の程度からは、認定基準第2の五の1の(1)のア（1級）及び同イ（3級）のいずれにも該当しないと判断することができる。

ウ 以上のことからすると、本件障害の機能障害は、「社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」である4級と認定できる。

(2) 本件審議会答申について

広島市社会福祉審議会は、処分庁からの諮問に対し、障害福祉専門分科会に設けた審査部会において委員による審査を行い、審査請求人について、障害等級（総合等級）は4級である旨の答申をしている。

そして、本件通知書によれば、指定医の参考意見（等級）を含む本件診断書の記載内容の審査を経た本件審議会答申に基づき本件処分に至ったことが明らかであり、専門技術的な医学判断である本件審議会答申を総合的に考慮していることが認められる。

(3) 以上のとおりであるから、審査請求人の障害等級を4級に該当するものとしてなされた本件処分に違法・不当な点はない。

3 本件処分後の診断に係る主張について

(1) 審査請求人は、問診等を踏まえて作成されるべきであるのに定期診察の情報により作成された本件診断書は、身体活動能力質問表の質問項目等による症状が出現する最小運動量を正確に診断していないため、平成〇年〇月〇日に担当医師の身体活動能力（メッツ）の診断を受け、その際に行った心肺運動負荷試験（CPX）の結果、最高メッツ値は3.05であったことから、本件障害の等級は、「3級」が妥当であると主張する。

(2) しかしながら、前記(1)の診断に係る平成〇年〇月〇日付け診断書は、本件診断書とは異なった時期の審査請求人の状況が記載されたものであるから、これらの診断書に記載された身体活動能力（メッツ）の値が異なっていることをもって、直ちにいずれかの値が誤っているということとはできないし、また、同様の理由により、同日付け診断書の記載に基づいて本件障害の程度の認定をすることもできないことは審理員意見書のとおりである。

(3) そして、行政処分の違法又は不当の判断は、処分をした時点が基準となると考えられるところ、処分庁が、本件診断書に基づいて本件障害の程度を認定したことが違法又は不当ということとはできない。

広島市行政不服審査会合議体

委員（合議体長） 門田 孝、 委員 廣田 茂哲、 委員 福永 実